

## 第 368 回月例会・報告概要

開催日：2019 年 2 月 16 日（土曜日） 10：00～

報告者：池 田 佳 史（弁護士）

テーマ： 役員の第三者に対する責任の成否及び不法行為責任について

報告者コメント：取締役の第三者に対する責任については昭和 44 年 11 月 26 日の最高裁

大法廷判決で基本的な考え方は示されたものの、具体的な事案の解決においては様々な論点があり、必ずしも明確な解決がされているとはいえない。特に重過失の意味と不法行為における過失との関係については、個々の事案によっては裁判所の判断に納得しがたいものもあり判例の状況を明らかにしたいと考えた。なお、派生論点として、役員に 429 条の責任が成立すると同時に不法行為責任が成立するとすれば、当該役員が別会社の代表取締役である場合の 350 条の責任、使用者である場合の使用責任も問題となりうる。

報告概要：

はじめに

- ・代表取締役でない取締役（非代表取締役）の監視義務が問題となる場合の第三者責任の基準
  - 特に非代表取締役の代表取締役の業務執行に対する監視義務を媒介することにより、非代表取締役の第三者に対する責任の輪郭がぼやけているのではないかのとの疑問もある。大規模会社と小規模会社、小規模会社のうちでも取締役設置会社と非設置会社につき責任を認める基準も明瞭とはいえないとの疑問あり。
- ・会社法 429 条の「重過失」と会社法 350 条で問題となる民法 709 条の「過失」の違い
  - 重過失の意味と不法行為における過失との関係については、前者が会社に対する善管注意義務に関するものであり、後者が第三者に対する注意義務であることは明瞭であるとしても具体的事案での判断を明らかにすることが必要。

## 第 1 最判昭和 44 年 11 月 26 日民集 23 卷 11 号 2150 頁の概要

1. 判決の内容
2. 役員の第三者に対する責任に関する論点の抽出
  - ①責任の性質 特別な法定責任か不法行為性人か
  - ②一般不法行為責任との競合を認めるか
  - ③直接損害もしくは間接侵害に限るか、両者を含むか
  - ④悪意重過失は会社に対する任務懈怠か、第三者への加害か
3. 学説
  - 田村諄之輔教授の分類（会社判例百選（新版、1970）163 頁）参照
4. 判決に対する疑問
  - ・会社に対するに対する任務懈怠がなぜ第三者に対する責任を根拠づけるのか？

## 第 2 裁判例の分析

1. 概論
  - ・会社の社会的、経済的信用を傷つけてはならない。
    - 監視監督義務違反により第三者に損害＝上記信用を傷つける行為
  - ・他の取締役に対し会社の業務を事実上一任している場合の取締役の監視義務
    - 社外取締役（最三小判昭和 55 年 3 月 18 日集民 129 号 331 頁）

→名目的取締役（最一小判昭和47年6月15日民集26巻5号984頁）

## 2. 代表取締役の行為の種類

- ・東京地判平成23年10月26日判タ1393号274頁 融通手形振出（肯定）
- ・東京高判平成25年8月28日判タ1418号133頁 会員権の詐欺的勧誘（肯定）
- ・東京平成元年10月27日金商848号1頁 取り込み詐欺（否定）
- ・東京地判平成6年7月25日判時1509号31頁 抵当証券の詐欺的販売（否定）
- ・大阪高判平成26年2月27日判時2243号82頁 特商法違反（肯定）
- ・東京地判平成17年11月30日平成16年（ワ）27270号 取り込み詐欺的取引（肯定）

## 3. 監視義務違反が問題となった取締役の種類

### (1) 代表取締役

- ・東京地判平成25年9月9日平成22年（ワ）39976号 投資ファンドへの出資の焦付き（肯定）

### (2) 平取締役

- ・東京地判平成25年9月9日平成24年（ワ）1215号 投資（否定）

### (3) 社外（非常勤）取締役

- ・東京地判平成7年1月31日判タ885号252頁 取り込み詐欺（肯定）
- ・名古屋高裁金沢支判平成9年11月12日判タ974号198頁 関連会社支援（否定）

### (4) 名目的取締役

- ・東京高判昭和59年10月31日判タ548号271頁 横領（否定）
- ・東京地判平成29年9月28日平成27年（ワ）10250号 借入に際した詐欺的言辞（否定）
- ・東京地判平成28年5月11日平成26年（ワ）30573号 資金提供等（否定）
- ・東京地判平成27年2月25日平成26年（ワ）12183号 代金不払い（否定）
- ・東京地判平成21年3月27日平成20年（ワ）4171号 説明義務違反（否定）
- ・東京高判平成18年5月31日平成18年（ネ）1096号 代金不払い（否定）

## 4. 取締役会への上程の有無や取締役会の有無の種類

- ・東京地判平成24年8月31日平成22年（ワ）7617号 詐欺的借入（否定）
- ・東京地判平成24年3月22日平成22年（ワ）36621号 詐欺的出資（否定）
- ・東京地判平成19年5月23日金判1269号22頁 商品取引上の法令違反（否定）

## 5. 不法行為の成立

- ・名古屋高判平成25年3月15日判時2189号129頁 商品先物取引（否定）
- ・東京地判平成26年11月17日平成24年（ワ）35885号 未公開株詐欺（否定）
- ・東京地判平成25年6月28日平成24年（ワ）36980号 未公開株詐欺（否定）

## まとめ

- ・小規模会社の場合、さまざまなレベルの会社が存在し、取締役会が存在しない場合もあり、むしろ具体的な注意義務を認定する必要がある。
- ・大規模な会社の場合、内部統制システム構築義務、会社による責任追及（株主代表訴訟を含む）などの手段もあり、詐欺的事案以外では、第三者責任が難しいことも公平であろう。

以上